

議案第128号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、

総務部等の所管する部分について

議案第128号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分につきまして、ご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料、令和5年度大津市職員の給与改定についてに沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職

給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2頁をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3頁をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4頁をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5頁をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6頁には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7頁をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適

用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8頁をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9頁をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10頁をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

令和5年度特別職及び議員の期末手当の改定についての資料をご覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院勧告に基づき、改定しようとするものでございます。

令和5年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.1月引き上げ1.75月とし、令和6年度については、今回引き上げた支給月数分を6月期と12月期に二分し、0.1月の半分の0.05月を、それぞれの支給期に引き上げるものであります。

2頁をお願いいたします。

2の影響額については、記載のとおり、市長が12万3千円余り、副市長が10万7千円余り、企業管理者および教育長が9万5千円余り、常勤の監査委員が7万6千円余り、議員の皆様におかれましては一人あ

たり6万7千円余りから7万8千円余りの増額となるものであります。

以上が、給与改定の概要でございます。

次に、令和5年11月大津市予算関係議案(第1次補正)の説明をさせていただきます。

26頁をお開き願います。

2の歳入のうち、最上段の款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税 1,418,424 千円は、令和5年度の普通交付税額の確定に伴うものであります。

少し飛びまして30頁をお願いします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費委託金438千円は、選挙管理委員会事務局の会計年度任用職員の雇用経費の変動に伴い、県から受け入れるものです。款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節2総務費雑入のうち消防学校教官派遣費70千円は、滋賀県消防学校に対する消防局からの派遣職員にかかる給与費の変動に伴い、県から受け入れるものです。

32頁をお願いします。

款23市債、項1市債、目1総務債 5,400 千円は、大石淀グラウンドゴルフ場の開設に向け追加で必要となった経費に係る事業債であり、目5土木債 6,100 千円及び目7教育債 83,200 千円は、ともに生涯

学習センターに隣接する滋賀県所有土地について、一部を歩道、一部を生涯学習センター駐車場として活用するために取得するための経費に係る事業債であります。

34頁をお願いします。

3の歳出のうち、款1議会費、項1議会費、目1議会費 3,800 千円は、議会局職員の給与の変動等に伴うものです。

その下、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費 12,462 千円は、総務課、行政改革推進課、契約検査課、行政管理室の職員給与費の変動等に伴うものであり、目2会計管理費の 10,668 千円は出納室、36頁の目9総合防災費 7,423 千円は危機・防災対策課、目10人事管理費△3,721 千円は人事課、目11財政管理費△4,288 千円は財政課、目12財産管理費 3,356 千円は管財課、それぞれの所属職員の給与費の変動等に伴うものであります。目18公共施設等整備基金 42,805 千円は、公共施設等整備基金への積立金であり、本補正予算における財源の剰余額を積み立てるものであります。

40頁をお願いします。

項2徴税费、目1税務総務費 16,517 千円は、市民税課、資産税課、収納課における職員給与費の変動等に伴うものであり、目3徴収費 71,044 千円は、法人市民税における還付金が予算額を上回ること

に伴うものであります。最下段の項4選挙費、目1選挙管理委員会費8,629千円は、選挙管理委員会事務局の職員給与費の変動に伴うものであり、42頁の最上段、目3大津市長選挙費の1,251千円及び目5滋賀県議会議員選挙費の438千円は、ともに会計年度任用職員の雇用経費の変動に伴うものであります。最下段の項6監査委員費、目1監査委員費の5,585千円は、監査委員事務局の職員給与費の変動等に伴うものであります。

46頁をお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険事業特別会計繰出金の11,387千円及び目7介護保険事業特別会計繰出金の19,482千円は、各特別会計における職員給与費の変動等により必要となった人件費を繰り出すものであり、目8後期高齢者医療事業特別会計繰出金4,409千円は、保険年金課の職員給与費の変動等により必要となった人件費及び事業に充当した予備費を繰り出すものであります。

少し飛びまして74頁をお願いします。

款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食事業特別会計繰出金2,737千円は、学校給食課の職員給与費の変動等により必要となった人件費を繰り出すものであります。

以上、議案第128号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)



のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。